

2021年度

大学院文学研究科博士課程前期2年の課程入学試験

(春期・一般選抜) 問題

専門科目 I 東洋史 専攻分野

試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけない。

成

績

2021年度

大学院文学研究科博士課程前期2年の課程入学試験

(春期・一般選抜) 問題

専門科目I (東洋史 専攻分野)

I

以下の中国古典文（A）（B）につき、（1）貸与された赤鉛筆を用いて句読（。）を切り、（2）現代日本語または現代中国語に訳せ（赤鉛筆は句読を切るときのみ使用）。

(A)

開皇三年正月帝大新官勿令軍人以二十成丁減十二番每歲爲二十日役減調絹一疋爲二丈先是尚依周末之弊官置鹽場收利鹽池鹽井皆禁百姓採用至是罷鹽場通鹽池鹽井與百姓共之遠近大悅是時突厥犯塞突厥寇邊軍旅數起車騎數萬帝乃令朔州總管趙仲則等擊之志十九隋書卷一百一十一
御於長城以北大興屯以實塞下又於河西勸百姓立堡營田積穀京師置常平監是時山東尚軍率俗機巧姦猾之後情者十六七四方疲人或詐老詐小規免租賦高祖令州縣索覈閭口不實者正長遠配而開目糾之科大功已下兼令折籍各爲頭領以防盜隱於草澤帳進四十四萬三千丁新附三百六十四萬一千五百口高祖以人間謀輸雖有定分常徵納除注恒參長史肆情支帳出沒復繫文簿難以推校乃爲輸籍定樣請備下詔每年五月五日縣令巡人各賡重斤五毫三當其為團依樣定戶上下齊作自是姦無所容矣

(『隋書』食貨志より)

受験記号番号

2 / 5

(B)

三法司曰刑部都察院大理寺刑部受天下刑名都察院糾察大理寺守駁正太祖嘗曰凡有大獄當面訊防構陷鍛鍊之弊故其時重案多親鞫不委法司洪武十四年命刑部聽兩造之詞議定入奏既奏錄所下旨送四輔官諫院官給事中覆覈無異然後覆奏行之有疑獄則四輔官封駁之踰年四輔官罷乃命議獄者一歸於

明書卷之四 志 一

三法司十六年命刑部尚書閻濟等議定五六日旬時三審五覆之法十七年建三法司於太平門外鍾山之陰命之曰貴城下敕言貴索七星如貫珠環而成象名天牢中虛則刑平官無邪私故獄無囚人貴內空中有星或數枚者卽刑繁刑官非其人有星而明爲貴人無罪而獄今法天道置法司爾諸司其各慎乃事法天道行之令貴索中虛庶不負朕肇建之意又諭法司官布政按察司所擬刑名其間人命重獄具奏轉達刑部都察院參考大理寺詳擬著爲令

(『明史』刑法志より)

受験記号番号

4 / 5

II

(1) ～(5) につき、知る所を簡潔に述べよ。(日本語で述べよ。)

(1) 推恩の令

(2) 沙陀

(3) 『周官新義』

(4) 上帝会

(5) 前田直典